

平成 27 年度企業職員研修コンプライアンスセミナー
「消費者団体訴訟制度の要点と実務対応」 実施要領

平成 27 年 12 月
独立行政法人国民生活センター

1. 趣旨 消費者庁が所管する法令の最新情報を提供するとともに、行政官等の講義及び受講者相互の意見交換を行うことにより、消費者関連業務に必要な知識を習得するとともに企業の消費者志向の向上に資する。
2. テーマ 消費者団体訴訟制度の要点と実務対応
不当な契約条項の使用等に対する適格消費者団体による差止請求が導入されてから 8 年が経過し、また、特定適格消費者団体による消費者被害を回復するための新しい裁判手続について規定する消費者裁判手続特例法の施行が平成 28 年 10 月 1 日に予定されています。本研修では、新法の施行に伴い訴訟リスクの管理において企業が留意すべき事項が増大するのを踏まえ、制度の概要及び企業が留意すべき点について解説します。
3. 対象 消費者団体訴訟制度について理解を深め、その知見を活かしたい企業の方。ただし、宿泊して全日程に参加できる方に限ります。
4. 日程 計 2 回（各回ともに開講日 13：45 より 閉講日 15：20 まで）
1 回目 平成 28 年 2 月 22 日（月）～2 月 23 日（火）
2 回目 平成 28 年 3 月 14 日（月）～3 月 15 日（火）
5. 予定人員 各回 72 名
6. 場所 独立行政法人国民生活センター相模原事務所研修施設
（神奈川県相模原市中央区弥栄 3 丁目 1 番 1 号）
7. 協力 公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）
8. 日程 ※ 各回とも同趣旨のカリキュラムで以下のとおり実施します。
※ 講師の都合等により講義順等を変更する場合があります。

（1 日目）	
13：00-13：45	受付
13：45-14：00	開講・オリエンテーション
14：00-18：00	【講義】消費者団体訴訟制度の概要 ○ 消費者団体訴訟制度に関して差止請求制度及び平成 28 年 10 月 1 日より施行される予定の消費者裁判手続特例法に基づく被害回復制度について担当官より解説。 消費者庁消費者制度課
18：00-18：20	チェックイン
18：20-20：00	懇親・意見交換会

（次頁に続きます。）

(2日目)	
9 : 15-11 : 15	【講義】これまでの消費者団体訴訟制度の成果について ○ 適格消費者団体によるこれまでの差止請求についてその成果等を事例に基づき解説し、適格消費者団体の活動を理解するとともに、法令順守への意識を高める。 <div style="text-align: right;">適格消費者団体 消費者機構日本</div>
11 : 20-12 : 20	【意見交換】グループに分かれ、これまでの講義を踏まえつつ現在の取組み等について意見交換
13 : 20-15 : 20	【講義】消費者団体訴訟に対して企業が留意すべき点について ○ これから始まる新しい訴訟制度に対応し訴訟リスクを低減するために、企業が留意すべき点について企業法務的観点から解説。 <div style="text-align: right;">弁護士 大高友一（中本総合法律事務所）</div>
15 : 20	閉講

9. 受講方法

1・2回目のお申込みを同時に受け付けます。

受講をご希望される方は、下記(1)～(3)をご確認ください。

(1) 申込方法

下記ウェブサイトよりお申込みください。

<http://www.kokusen.go.jp/seminar/info.html>

(2) 申込締切日

1回目：平成28年2月12日（金）まで

2回目：平成28年3月4日（金）まで

(3) 備考

申込順に受け付けます。なお、受講申込者が予定人員を超過する場合は、締切り前であっても受講をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10. 受講料等（1名分）

・受講料：9,270円 ・宿泊費（バス、トイレ付個室）：3,830円

・食事代（1日目：夕、2日目：朝・昼付）：3,900円

計 17,000円（税込）

※ 支払方法は原則振込となります。振込先については、受講決定の案内にてご連絡いたします。

11. 受講決定の通知

受講申込時に記載いただいた連絡先に通知いたします。

12. 問合せ先

（受講申込み、申込内容の変更・キャンセルについて）

国民生活センター「企業職員研修」ヘルプデスク

※ヘルプデスク運営委託事業者：富士ゼロックス株式会社

電話：03-3868-0116（受付時間：平日9時～17時）

（研修内容について）

独立行政法人国民生活センター教育研修部教務課

（担当：稲垣、保坂）

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22

電話：03-3443-6207 FAX：03-3443-6201

以上